



精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第五号）

（健康対策課）

一 改正の要旨

国が定める精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院者の入院に要する費用の徴収額の認定基準が見直され、地方税額に応じて徴収額を認定することとされたことなどを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年二月十七日

★ クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（規則第六号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

クリーニング業法施行規則の一部が改正され、クリーニング師試験の受験願書に添付する書類が見直されたことなどを踏まえ、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日